

## 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

【平成\_\_\_\_年分】

(国内事業管理親法人株式を国内において行う事業に係る資産として管理しなくなった場合又は譲渡した場合)

整理番号

この明細書は、国内に恒久的施設を有する非居住者の方が、租税特別措置法第37条の14の3に規定する国内事業管理親法人株式の全部又は一部を、(1) 国内において行う事業に係る資産として管理しなくなった場合又は(2) 譲渡した場合に使用するものです。

納税地	住所地・事業所等 (該当するものを○で囲んでください。)			フリガナ氏名	
電話番号 (連絡先)	職業 (屋号)	( )	関与税理士名 (電話)	( )	

## 1 所得金額の計算

		一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額 ①	円	円
	譲渡があったものとみなされる金額(※1) ②		
	その他の収入 ③		
	小計 (①から③までの計) ④	申告書第三表㉗へ	申告書第三表㉘へ
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費 (取得価額) ⑤		
	譲渡のための委託手数料 ⑥		
	⑦		
	小計 (⑤から⑦までの計) ⑧		
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(※2) (△を付けないで書いてください。) ⑨			
差引金額(④-⑧-⑨) ⑩			
特定投資株式の取得に要した金額の控除(※3) (⑩欄が赤字の場合は0と書いてください。) ⑪			
所得金額(⑩-⑪) (一般株式等について赤字の場合は0と書いてください。上場株式等について赤字の場合は△を付して書いてください。) ⑫	申告書第三表㉙へ	黒字の場合は申告書第三表㉚へ	
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額(※4) ⑬		申告書第三表㉛へ	
繰越控除後の所得金額(※5) (⑫-⑬) ⑭	申告書第三表㉜へ	申告書第三表㉜へ	

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引)がある場合(国内事業管理親法人株式を国内において行う事業に係る資産として管理しなくなったために譲渡があったものとみなされる場合を含みます。の)「上場株式等」の①から⑩までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書(内書)により記載してください。なお、「上場株式等」の⑫欄の金額が相対取引による赤字のみの場合は、申告書第三表の⑥⑤欄に0を記載します。

- ※1 ②欄には、②面の3の「譲渡があったものとみなされる金額」の合計額を記載します。
- ※2 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。
- ※3 ⑪欄の金額は、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の順に、⑩欄の金額を限度として控除します。
- ※4 ⑬欄の金額は、「上場株式等」の⑫欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、⑬欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。
- ※5 ⑭欄の金額は、⑫欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑭欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑥⑤欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

特例適用条文

措法\_\_条の\_\_

措法\_\_条の\_\_

整理欄

(平成28年分以降用)

「上場株式等」の⑫欄が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」も記載してください。

## 2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )	円	円	円
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
合 計 (上場株式等(特定口座))			1 面 ① へ	1 面 ⑤ へ	申告書第二表「所得の内訳」欄へ

## 3 国内において行う事業に係る資産として管理しなくなった国内事業管理親法人株式の明細

管理しなくなる行為の区分(※1)	その行為が行われた年月日	その行為が行われた国内事業管理親法人株式の銘柄	その行為が行われた株式の数(又は出資の金額)	譲渡があったものとみなされる金額	取得費 (取得価額)	取得年月日 (※2)
① 国内において行う事業に係る資産として管理しなくなる行為 ② 国外にある住所、居所又は事務所、事業所その他これらに準ずるものに移管する行為 ③ その他国内の恒久的施設において管理しなくなる行為	・ ・		株(円)	円		・ ・ ( ・ ・ ) 【 _____ 税務署】
① 国内において行う事業に係る資産として管理しなくなる行為 ② 国外にある住所、居所又は事務所、事業所その他これらに準ずるものに移管する行為 ③ その他国内の恒久的施設において管理しなくなる行為	・ ・					・ ・ ( ・ ・ ) 【 _____ 税務署】

※1 「管理しなくなる行為の区分」欄は、それぞれ該当する行為の番号を○で囲んでください。

※2 「取得年月日」欄には、その行為が行われた国内事業管理親法人株式の交付を受けた年月日を記載し、( ) 内にその国内事業管理親法人株式に対応する国内事業管理株式を取得した年月日、【 】内にその国内事業管理親法人株式の交付に係る「国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書」を提出した税務署名を、それぞれ記載してください。

## 【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日 (償還日)	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先(金融商品取引業者等)の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得費 (取得価額)	譲渡のための委託手数料	取得年月日 (※)
一般株式等 ・ 上場株式等	・ ・		株(口、円)		円	円	円	・ ・ ( ・ ・ )
一般株式等 ・ 上場株式等	・ ・							・ ・ ( ・ ・ )
合 計		一 般 株 式 等			1 面 ① へ	1 面 ⑤ へ	1 面 ⑥ へ	
		上場株式等(一般口座)			1 面 ① へ	1 面 ⑤ へ	1 面 ⑥ へ	

※ 「取得年月日」欄には、その国内事業管理親法人株式の交付を受けた年月日を記載し、( ) 内にその国内事業管理親法人株式に対応する国内事業管理株式を取得した年月日を記載してください。また、次の【 】内に、その国内事業管理親法人株式の交付に係る「国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書」を提出した税務署名を記載してください。

【 \_\_\_\_\_ 税務署 】

○ 特例の内容又は記載方法については、税務署にお尋ねください。